

令和6年12月10日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和6年12月5日付託分)

健康医療局

令和6年度11月補正予算

- 1 令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【健康医療局関係】…………… 1

議案（条例その他 その4）

- 2 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局関係】…………… 2
3 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局関係】…………… 3
4 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局関係】…………… 6
5 神奈川県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の概要…………… 7
6 平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築一第1工区）請負契約変更の内容…………… 8
7 総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定の変更の概要…………… 9
8 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標の概要…………… 10

1 令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【健康医療局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
総合リハビリテーションセンター指定管理費	千円 5,693,342	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 233,878
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～ 令和9年度	5,693,342		そ の 他	43,954
						一般財源	5,415,510

2 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局関係】

(1) 改正の趣旨

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

神奈川県海水浴場等に関する条例に基づく事務の変更に伴う改正 [1項目]

立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証票について、川崎市において独自様式の作成を可能とするため、所要の規定の整備を行うもの

(3) 施行期日

令和7年4月1日

3 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局関係】

(1) 改正の趣旨

収入証紙の利用を終了する手数料について、収入証紙以外の方法による徴収とするなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 手数料の削除

ふぐ包丁師試験手数料など、31件の手数を削除する。（別表の2 手数料関係）

イ 神奈川県手数料条例の一部改正に伴う手数料の名称の変更（別表の2 手数料の表13の項関係）

(ア) 大麻草採取栽培者免許申請手数料

(イ) 大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料

(ウ) 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(3)イ(ア)については公布の日、(2)イ及び(3)イ(イ)については令和7年3月1日。

イ 経過措置

(ア) 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第 号。（3）イ（イ）において「手数料条例改正条例」という。）附則第2項の規定により徴収する第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料は、(3)アに掲げる規定の施行の日前においても、(2)イの規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表13の項の規定の例により、証紙による収入の方法により徴収する。この場合において、同項中「神奈川県手数料条例第2条」とあるのは、「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第 号）附則第2項」とする。

(イ) 手数料条例改正条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、(2)イの規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- (ウ) この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した(2)アの規定による改正前の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料（(2)アの規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料を除く。以下この項及び(3)イ(エ)において「廃止手数料」という。）に係る証紙と知事が認めたものについては、令和8年3月31日までの間に限り、廃止手数料の納付のために使用することができる。
- (エ) 廃止手数料の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和8年3月31日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。
- (オ) (3)イ(エ)の規定により還付を受ける者（収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者を除く。）については、同条例第7条第2項の規定は、適用しない。

令和7年3月末に収入証紙の利用を終了する手数料一覧

健康医療局関係

名称
ふぐ包丁師試験手数料
第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料
第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料
第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料
准看護師試験手数料
准看護師試験合格証明書交付手数料
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料
毒物劇物取扱者試験手数料
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料
毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票書換え交付手数料
毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票再交付手数料
覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請経由手数料
覚醒剤施用機関指定申請手数料
覚醒剤研究者指定申請手数料
覚醒剤原料取扱者指定申請手数料
覚醒剤原料研究者指定申請手数料
覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証再交付経由手数料
覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料
麻薬卸売業者免許申請手数料
麻薬研究者免許申請手数料
麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証再交付手数料（麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付に係る手数料を除く。）
向精神薬卸売業者免許申請手数料
向精神薬試験研究施設設置者の登録申請手数料
調理師試験手数料
配置従事者身分証明書交付手数料
配置従事者身分証明書書換え交付手数料
配置従事者身分証明書再交付手数料
登録販売者試験手数料
製菓衛生師試験手数料
クリーニング師試験手数料

4 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局関係】

(1) 改正の趣旨

大麻取締法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

手数料の額及び名称について、規定の整備を行う。（別表の6 健康医療局関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年3月1日。ただし、(3)イ(ア)は公布の日。

イ 経過措置

(ア) 知事は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第7条の規定に基づく同法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定の例による第一種大麻草採取栽培者の免許の申請があったときは、(3)アに掲げる規定の施行の日前においても、改正後の別表6 健康医療局関係の表8の項の規定の例により第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収する。この場合において、同項中「大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく」とあるのは、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第7条の規定に基づく同法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定の例による」とする。

(イ) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更及び同法第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

5 神奈川県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県総合リハビリテーション病院を紹介受診重点医療機関に位置付けることに伴い、利用料金の改定を行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 非紹介患者の初診

国の規則に基づく告示で規定する額に基づき、非紹介患者の初診に係る「特別の料金」を改定する。（別表第1関係）

イ 紹介済患者の再診

国の規則に基づく告示で規定する額に基づき、紹介済患者の再診に係る「特別の料金」を新たに規定する。（別表第1関係）

(3) 施行期日

令和7年4月1日

6 平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築―第1工区）請負契約
変更の内容

- (1) 工 事 名 称 平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築―第1工区）
- (2) 工 事 場 所 秦野市寿町2240番3
- (3) 請負契約者名 株式会社エス・ケイ・ディ
代表取締役 長谷川 辰 巳
- (4) 変 更 の 理 由 工期延長による現場管理費等の増に伴い、工事請負契約を変更する。
- (5) 変 更 の 内 容 請負契約金額
(変更前) 6億3,219万7,940円
(変更後) 7億2,485万7,100円

7 総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設 の 名 称	総合リハビリテーションセンター
イ 変更前指定期間	平成28年4月1日から平成38年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成28年4月1日から令和10年3月31日まで

8 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標の概要

(1) 趣旨

県が地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）に指示する「地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期目標」（令和2年度～令和6年度）について目標期間が終了するため、令和7年度を初年度とする第四期中期目標を定める。

(2) 内容

ア 長期ビジョン

策定趣旨

高齢化の進行に伴う複合的医療提供体制の需要拡大やデジタル社会の本格化といった大きな社会変化と医療需要の変化が見込まれる状況下で、長期的視点による社会や医療需要の変化を見据えて、計画的に取り組むことが重要であることから、第四期中期目標では10年程度先の方向性を示す長期ビジョンを策定し、そのうちの前期5年間で具体的に取り組む事項について中期目標として定める。

(ア) 本県の目指す医療提供体制と求められる県立病院の役割

a 本県の目指す医療提供体制

県は、総合的な保健医療施策を示した神奈川県保健医療計画を策定し、県民の生涯を通じた健康の確保や安心したくらしの重要な基盤となる保健医療提供体制の整備に努めている。

b 県立病院の役割

引き続き県立病院としての役割を担うとともに、医療DXを推進し病院間の連携による広域での医療提供、大規模災害・感染症パンデミック等におけるフラッグシップ機能など、県内の医療機関のフロントランナーとしての役割も果たす必要がある。

(イ) 県立病院の目指す姿

各県立病院がそれぞれの機能を高めるだけでなく、県立病院間の連携を強め、県立病院群としての機能強化を図っていくことが求められる。

a 県民に信頼される患者の安全確保と経営健全化

患者・家族目線に立った医療の提供、組織の統制・透明性の確保、経営健全化に向けた取組等を推進する必要がある。

b 多様・複雑な併存疾患等への対応力の確保及びデジタル活用による広域の医療提供

多様・複雑な併存疾患や合併症に対応し、医療の効率的な提供を行うため、データ連携プラットフォームの構築等による基盤整備を行い、広域での医療提供体制を構築する必要がある。

c 大規模災害や感染症パンデミック等におけるフラッグシップ機能の強化

大規模災害や感染症パンデミック等が発生した際には中心的な役割を果たし、他医療機関では実施困難な医療を提供するといったフラッグシップ機能を強化する必要がある。

d 専門機能病院と地域医療提供病院それぞれの役割とサービス提供のあり方の検討

10年程度先を見越した病院機能のあり方について、再編等も視野に入れて検討する必要がある。

イ 中期目標

策定に当たって

第三期中期目標期間の課題として、新型コロナウイルス感染症対応については、専門病院における感染症対応の困難さが浮き彫りとなった。

また、こども医療センターでの医療事故を契機として外部調査委員会から指摘された、医療安全対策、患者・家族目線の対応及びガバナンスの課題について対応を進める必要があるとともに、病院設備からレジオネラ属菌が検出されたことなどを踏まえて、病院機構全体で適切な設備の維持管理や感染対策に取り組む必要がある。

さらに、令和5年度は総損失が20億円超となったことから、早急に抜本的な経営改善に取り組む必要があるとともに、医師確保や効率的かつ適正な働き方を前提とした医療の提供を行う必要がある。

第四期中期目標期間においては、引き続き県の医療政策における役割を着実に果たしつつ、これまで以上に法人の自律性・自主性を発揮して、P D C Aサイクルが適切に機能する効果的な運営を行い、県民の信頼と期待に応える医療を継続して担うことのできる基盤を確立する。

(ア) 中期目標の期間

令和7年4月1日から同12年3月31日までの5年間とする。

(イ) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- a 高度医療の提供
 - (a) 各病院の機能の見直しとともに、医療DXの基盤を整備し、病院機構内の病院間での共同診療体制を構築すること。
 - (b) 高度・専門医療の提供、地域医療の支援等を確実に行うため、医療従事者の確保・育成を図ること。また、多様な採用方法などにより、質の高い人材の確保に努めること。
 - (c) ICTなどの最新・最先端の科学技術を効果的に導入・活用し、質の高い医療の提供に努めること。
 - (d) 中長期的に成果が県民に還元される臨床研究等に取り組み、その成果や情報を積極的かつ分かりやすく発信していくこと。
 - (e) 地域の医療機関等との機能分化や連携強化をさらに進めること。また、介護・福祉等の関係機関との入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援等を含めた支援の強化を図ること。
- b 災害・感染症医療提供体制の充実・強化
 - 県立病院群としてフラッグシップ機能を備えるために、県と協力して検討すること。
 - (a) 災害発生時には、本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。また、県内外の大規模災害発生時に、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣や受援体制の強化など、積極的な準備と取組を行うこと。
 - (b) 関係機関と連携し、感染症対応に係る医療提供体制を確保すること。また、新興感染症等の発生時は、関係機関と連携し、迅速な対応を図るとともに、積極的な病床確保に努めること。
- c 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療
 - (a) 患者・家族、地域から信頼される医療の提供を行い、患者・家族目線に立ったインフォームド・コンセントの体制整備を推進すること。また、セカンドオピニオンを申し出しやすい環境の整備や、患者・市民参画の取組を推進すること。
 - (b) 診療内容等について県民に分かりやすく情報提供するとともに、ホームページ等を通じて積極的に情報発信すること。なお、情報提供や情報発信に当たっては、情報バリアフリーに配慮すること。
 - (c) 患者安全教育を徹底し、医療安全文化を醸成すること。また、事故が発生した場合は、迅速かつ適切に検証し、再発防止に取り組むとともに、患者・家族には丁寧に対応すること。
 - (d) 信頼される病院づくりを進め、内外に発信するため、各病

- 院の取組状況を客観的に評価する制度等の活用に努めること。
- d 各病院の主な機能と今後の方向性
- 長期的な視点のもと、各病院の機能や地域における役割について、継続的に検討を行うこと。
- 併存疾患等があり、自院での対応が困難な患者について、他医療機関との連携等による体制整備に努めること。
- (a) 足柄上病院
- 県西地域の中核的な総合病院として、周辺医療機関との役割分担に応じた医療の提供を行い、地域行政機関との連携を図ること。
- 再整備に当たっては、引き続き感染症医療、災害医療、回復期医療及び救急医療の機能を維持すること。
- (b) こども医療センター
- 県内唯一の小児専門総合病院として、救急医療を含め、小児の高度・専門医療を担うこと。
- 成人移行期医療について、県立病院、他の医療機関及び関係機関と連携し、成人期を迎える患者の成長や発達に応じた移行期支援に努めること。
- (c) 精神医療センター
- 一般の精神科では対応困難な専門性の高い精神科医療を提供するとともに、身体合併症への対応の充実を図ること。
- 隔離・身体的拘束の最小化など、患者の安全と人権に配慮した取組を推進すること。
- (d) がんセンター
- 県内の医療機関と連携し、高度な医療の提供、医療技術の開発及びがん専門医療に係る研修等、本県のがん医療の質の向上を図ること。
- 併存疾患等のある患者や、他の医療機関で受入れが困難ながん患者に対応できる体制を整備すること。
- (e) 循環器呼吸器病センター
- 高度・専門医療及び救急医療を提供すること。
- 併存疾患等のある患者に対応できる体制の充実を図ること。
- (f) 各病院の病床数
- 地域の医療状況の変化に応じて適宜、見直すこと。
- e 県の施策との連携・協働
- 県が推進する保健医療施策等の諸施策について、県と連携し

て取り組むこと。

県立障害者支援施設等における医師の確保について、県と連携して取り組むこと。

(ウ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

a 適正な業務の確保

コンプライアンスの推進等、適正な業務運営を推進し、より一層内部統制を強化すること。

病院から機構本部への重大事項等の報告基準等を明文化し、全職員と共有するとともに、病院から機構本部、機構本部から県への重大事項等の報告を徹底すること。

個人情報保護や情報セキュリティ対策の充実・強化を図ること。

b 業務運営の改善及び効率化～医療DXの推進～

医療安全、患者サービスの向上、職員の働き方改革、病院機構全体の連携に寄与し、経営改善にもつながる医療DXを推進すること。

c 収益の確保及び費用の節減

経営基盤の安定化に向けて、収益の確保と費用の節減に取り組み、自律的な病院経営を目指すこと。

(エ) 財務内容の改善に関する事項

a 経営基盤の確立について

次の経営目標の達成に努めること。

- ・ 経常収支比率を100%以上
- ・ 修正医業収支比率は第三期を上回る
- ・ 各年度において資金収支の均衡を達成
- ・ 繰越欠損金の縮減

b 運営費負担金等について

経営の健全化を図ることで、運営費負担金の縮減に努めること。
中長期的な投資計画により、長期借入を行うこと。

(オ) その他業務運営に関する重要事項

a 人事に関する事項

医師確保に係る県内外の連携協力体制の構築を図ること。

職員の能力開発を進めるとともに、タスクシェアやタスクシフトを含めた職場環境の改善を図り、職員の働き方改革の取組をさらに進めること。

b 施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討

患者・家族が安全で安心して利用できるよう、設備の維持管

理を徹底すること。

c 情報の公表・公開について

明確な公表基準を作成し、公表に当たっては基準に則り適時適切に行い、積極的な情報の公表に努めること。